

平成27年度アグリビジネス創出に向けた産学官連携促進手法検討調査
応札資料作成要領

本要領は、平成27年度アグリビジネス創出に向けた産学官連携促進手法検討調査に係る、
応札資料（評価項目一覧及び提案書）の作成要領を取りまとめたものである。

1 応札者が提出すべき資料

この要領に基づき、応札者は、下表に示す資料を作成し、提出する。

資料名称	資料内容
誓約書	仕様書に記載されている要件を遵守する旨の誓約書
評価項目一覧	調達機関が提示する評価項目一覧の提案書頁番号欄に該当する提案書の頁番号を記載したもの。
提案書	仕様書に記載されている要件をどのように実現するかを説明したもの。主な項目は以下のとおり。 ○ 応札者が提案する事業の内容、体制、波及効果等 ○ 実施計画 ○ 補足資料（応札者の実績の詳細）等

(注) 応札者は、このほかに通常の一般競争入札と同様に、入札書、参加資格を満たしていることを証明する資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し等を提出しなければならない。

2 誓約書の作成

仕様書に記載されている要件を遵守する旨の誓約書を作成し、調達機関に提出する（様式自由）。

3 評価項目一覧の作成

(1) 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成は、下表のとおり。

事項	概要説明
提案要求事項	提案を要求する事項。これらの事項については、応札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及び任意項目を区分し、得点配分の定義に従いその内容を評価する。 例：事業の内容、実施計画等
添付資料	応札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。これら自体は、直接評価されて点数を付与されることはない。

(2) 提案要求事項

評価項目一覧中の提案要求事項における各項目の説明は次表のとおり。

調達機関が作成し提示する「評価項目一覧（提案要求事項）」における「提案書頁番号」欄に該当頁を記載する。

項目名	項目説明・記載要領	記載者
評価項目	事業内容に応じて定める評価項目。	調達機関
評価基準	事業内容に応じて定める評価基準。	調達機関
評価区分	必須項目と任意項目の別の区分。	調達機関
得点配分	各項目に対する最大得点。	調達機関
提案書頁番号	応札者が作成する提案書における該当頁番号を記載する。	応札者

(3) 添付資料

評価項目一覧中の添付資料における各項目の説明は下表のとおり。

項目名	項目説明・記載要領	記載者
資料項目	事業内容に応じて定める資料項目	調達機関
資料内容	応札者に提案を要求する資料の内容	調達機関
提案の要否	必ず提案すべき項目（必須）又は必ずしも提案する必要のない項目（任意）の区分が設定されているもの。 評価基準とは異なり、採点対象とはしない。	調達機関
提案書頁番号	応札者が作成する提案書における該当頁番号を記載する。	応札者

4 提案書の作成

(1) 提案書様式

ア 提案書は、提案要求事項を十分に理解した上で、別紙1の内容が含まれるように作成すること（様式自由）。

イ 提案書は、A4版カラーにて印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3版にて提案書の中に折り込むこと。

ウ 提出物は、紙資料とともに電子媒体でも提出すること。その際のファイル形式は、一太郎、Ms-Word、Ms-PowerPoint、MS-Excel又はPDF形式とする（これにより難しい場合は、調達機関まで申し出ること。）。

(2) プレゼンテーション

ア 応札者は、調達機関に対して自らの提案内容の説明を行う。

イ 説明に当たっては、農林水産省の会議室等でプレゼンテーションを行うこととし、実際にプレゼンテーションを行う時間は入札締切後に調達機関と別途調整する。

ウ プレゼンテーションに当たっては、必要に応じて提案書とは別に要約版資料を用意するなどして与えられた時間内で効率的に実施すること。

(3) 提案書作成に当たっての留意事項

ア 提案書を評価する者が特段の専門的知識、調査に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。

また、必要に応じて用語解説などを添付すること。

イ 提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書に記載するとともに、記載内容を証明又は補足するものとして、パンフレット、比較表等を添付すること。

ウ 応札者は、提案内容をより具体的・客観的に説明するための資料として添付資料を提案書に含めて提出すること。

また、添付資料は、提案書本文と区分できるようにすること。

エ 調達機関から連絡が取れるように、提案書には担当者の氏名及び連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス）を明記すること。

オ 提案書を作成するに当たり調達機関に対し質問等がある場合には、別紙2の質問状に必要事項を記載の上、平成27年4月10日（金）午後5時までに農林水産省農林水産技術会議事務局総務課契約班契約第3係に提出すること。

カ 提案書様式及び留意事項に従った提案書ではないと調達機関が判断した場合には、提案書の評価を行わないことがあるので留意すること。

また、補足資料の提出、補足説明等を調達機関が求める場合があるので、併せて留意すること。

提 案 書 の 内 容

1 事業目的・目標・内容について

- (1) 事業目的、業務目標、事業目的及び業務目標と整合的な事業計画の内容
- (2) 事業着手から最終成果物納入までの事業全体を俯瞰できる事業全体の実施スケジュール

2 事業実施体制について

- (1) 本業務を実施するに当たっての責任者、対応人員、業務分担
- (2) 本事業を実施するに当たっての農林水産省、出展者、関係機関等との連携体制
- (3) 来場者数万人規模の大規模展示会を開催・運営する体制
- (4) 産学連携等に関する高度な調査業務を実施する体制（仕様書で実施を指示している調査業務を実施する体制等を具体的に記述すること。）

3 事業計画について

- (1) フェアへの出展者数を160機関程度確保し、民間企業の方を多数含む延べ参加人数3.5万名以上を達成するための企画、周知等の具体的計画（出展者と来場者が交流する機会を確保する計画等も具体的に記述すること。）
- (2) 「公的研究機関等と民間企業等とが連携に至った経緯やポイント」の調査に係る手法とポイント及び出展者向けの「事例集」の作成計画
- (3) 「技術や研究成果を効果的にPRするためのポイント」（以下「ポイント集」という。）の取りまとめに係る手法とポイント（フェアの出展者・来場者への調査やフェア後に連携を開始した事例の収集計画、ポイント集の取りまとめ計画等を具体的に記述すること。）
- (4) 「ポイント集」を中心とした農林水産省や独立行政法人等の職員を対象とした報告会の開催計画（報告会の参加者が、技術や研究成果をPRする際に参考となりうる報告会とするための報告方法や報告資料の工夫等について具体的に記述すること。）

4 事業実施主体の能力について

- (1) 事業担当者の農林水産・食品分野の研究及び技術開発に関する知見及びそれに基づくフェアの出展者及び来場者との連携能力
- (2) 事業担当者の産学官連携、研究成果の普及及び実用化に関する知見
- (3) ホームページや各種メディアと連携したフェアの情報発信計画（どの時期（開催前、開催中、開催後）にどのような情報を発信するのか具体的に記述すること。）
- (4) 個人情報取扱に関する承認、個人情報の漏洩防止策

評価項目一覧

評価項目及び得点配分

評価項目	評価基準	評価区分	配点配分			提案書番号
			合計	基礎点	加点	
事業目的・目標・内容						
事業内容の網羅性、事業内容と事業目的との整合性	事業内容を網羅した提案書が作成されており、提案書の内容は事業目的と整合的か。	必須	5	5	—	
業務目標の設定	事業目的を達成するため、適切な業務目標が定められているか。		5	—	5	
事業実施体制			合計			
事業実施体制、事業分担等の妥当性	円滑な事業実施に必要な人員数が確保されており、事業の分担・実施体制、指示系統が明確化されているか。	必須	5	5	—	
展示会の運営体制	来場者数万人の大規模展示会を運営できる体制にあるか。		5	—	5	
産学連携等に関する調査業務体制	産学連携等に関する高度な調査業務を実施できる体制にあるか。(調査の設計・実施、結果の分析・取りまとめを適切に実施できる体制にあるか。)	必須	5	5	—	
事業計画の妥当性・独創性			合計			
フェア2015の開催規模などの妥当性	フェア2015について、出展機関数160機関程度を目標とし、展示小間は200程度、延べ参加人数3.5万名以上を達成できうる計画を具体的に提案しているか。		5	—	5	
○ 「公的研究機関等と民間企業等とが連携に至った経緯やポイント」の調査に係る実施計画の妥当性・独創性	「公的研究機関等と民間企業等とが連携に至った経緯やポイントの調査」を効率的に実施し、出展者が企業向けPRの参考として使用するに耐える「事例集」の作成計画を具体的に提案しているか。		10	—	10	
○ フェア2015の出展者・来場者に対する調査や「技術や研究成果を効果的にPRするためのポイント」等の取りまとめに係る実施計画の妥当性・独創性	フェア2015の出展者・来場者に対する調査や、フェア後に公的研究機関と民間企業とが新たな連携を開始した事例を収集し、「技術や研究成果を効果的にPRするためのポイント」について、適切に取りまとめることができる計画を具体的に提案しているか。		10	—	10	
○ 調査結果の取りまとめ及び調査結果の報告会開催計画の妥当性・独創性	「技術や研究成果を効果的にPRするためのポイント」を取りまとめ、これを中心とした報告会を農林水産省や研究独立行政法人の職員等を対象として開催する計画を具体的に提案しているか。		10	—	10	
○ 出展者と来場者との連携を促進する独自の企画の妥当性・独創性	民間企業の方を含むより多くの来場を促し、出展者と来場者が交流する機会を確保するための企画を具体的に提案しているか。		10	—	10	
○ アグリビジネス創出フェアの周知計画の妥当性・独創性	アグリビジネス創出フェア2015に、農林水産・食品分野の技術に関心を持つ多数の機関の出展・来場が得られるよう、合理的かつ実現可能で、工夫された事業の周知計画が提案されているか。		5	—	5	

事業スケジュールの妥当性・効率性	事業スケジュールは、効率的かつ計画的なものか。		5		5	
事業実施主体の能力			合計			
農林水産研究等に対する知見	事業担当者は、農林水産、食品産業分野の研究及び技術開発に関する高度な知見を有するか。またアグリビジネス創出フェアの出展者・来場者との連携が可能か。		5	—	5	
産学官連携等に対する知見	事業担当者は、産学官連携、研究成果の普及及び産業化等に関する高度な知見を有するか。		5	—	5	
○ 各種メディアを通じた情報発信能力	ホームページの活用や各種メディアとの連携により、効率的・効果的な情報発信が可能か。		5	—	5	
個人情報の管理能力	個人情報の取り扱いについて認証を得ているなど、個人情報の漏洩防止の措置を講ずることが可能か。	必須	5	5	—	

(注)

- 1 表中の○印を付した項目は、価格と同等に評価できない項目。なお、価格と同等に評価できない項目は評価項目の小項目ごとに設定している。
- 2 表中赤字部分は、必須項目である。
- 3 必須項目以外の採点基準は以下のとおり。

評価基準	得点 (5点満点) / [10点満点]
卓越した内容である	5 / 10
最適な内容である	4 / 8
概ね妥当な内容である	2 / 5
内容がやや不十分である	1 / 2
内容が不十分である。または記載がない	0 / 0

評価項目一覧 (添付資料)

資料項目	資料内容	提案の要否	提案書
会社概要	会社概要・事業内容	任意	
実施体制	本事業実施のための体制図	必須	
その他補足資料	提案した内容を詳細に説明するための資料 (実績の詳細等)	任意	

評 価 手 順 書

本書は、平成27年度アグリビジネス創出事業に向けた産学官連携促進手法検討調査評価手順を取りまとめたものである。落札方式及び評価の手続は以下のとおり。

1 落札方式及び得点配分

(1) 落札方式

次の要件をすべて満たしている者のうち数値の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格の範囲内であること。

イ 「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目を全て満たしていること。

(2) 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

技術点 = 基礎点 + 加点

価格点 = (1 - 入札価格 / 予定価格) × 価格点の配分

(3) 得点配分

技術点に関し、必須項目の配分を20点、任意項目の配分を80点とし、価格点の配分を50点とする。

技術点（必須項目）	20点
（任意項目）	80点
価格点	50点

2 技術点の加点方法

(1) 技術点の構成

技術点は、基礎点と加点に分かれており、基礎点は評価項目のうちの必須項目、加点は評価項目のうちの任意項目となっている。

(2) 基礎点

基礎点は、評価項目のうちの必須項目にのみ設定されている。

基礎点は、要件を満たしているか否かを判断するため、満たしていれば満点、満たしていなければ0点のいずれかとなる。

なお、満たしていない項目が一つでもあれば、不合格となる。

(3) 加点

加点は、評価項目のうちの任意項目に設定されている。

加点は、評価基準に照らしその充足度に応じて点数が付されるため、基礎点と異な

り様々な点数となる。

3 評価の手続

(1) 一次評価

以下のア～ウの事項について評価を行う。

ア 誓約書が提出されているか。

イ 「評価項目一覧（提案要求事項）」で評価区分欄が必須とされている項目に対して提案書頁番号欄に頁番号が記載されているか。

ウ 「評価項目一覧（添付資料）」で提案の要否欄が必須とされている項目に対して提案書頁番号欄に頁番号が記載されているか。

(2) 二次評価

一次評価で合格した提案書に対し、「評価項目一覧（提案要求事項）」に記載している評価基準に基づき採点を行う。

また、複数の評価者のうち1人でも「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目を満たしていないと判断した場合には、不合格とする。また、複数の評価者がいる場合の技術点の算出方法は、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。

(3) 総合評価点の算出

(2)により算出した技術点と1(2)により計算した価格点を合計して、総合評価点を算出する。